

令和7年7月14日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	172	指定納付受託者の指定について（ふるさと納税寄附金）
告示	173	指定公金事務取扱者の指定について（ふるさと納税寄附金）
告示	174	海老名市指定下水道工事店の変更について（指定番号447）

海老名市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第63条の2第1項の規定に基づき指定したので、地方自治法231条の2の3第2項および海老名市予算決算会計規則第63条の2第2項の規定に基づき告示します。

令和7年7月14日

海老名市長 内野



記

- 1 指定納付受託者の名称、住所または事務所の所在地
・株式会社さとふる
代表取締役社長 藤井 宏明
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
- 2 指定日
令和7年7月15日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和7年7月15日から契約期間満了まで

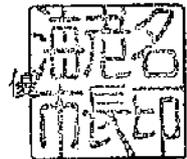


海老名市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第63条第1項の規定に基づき指定したので、地方自治法243条の2の第2項及び海老名市予算決算会計規則第63条第2項の規定に基づき告示します。

令和7年7月14日

海老名市長 内 野



記

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所または事務所の所在地
 - ・株式会社さとふる
 - 代表取締役社長 藤井 宏明
 - 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
- 2 指定日
令和7年7月15日
- 3 指定公金事務取扱者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金
- 4 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間
令和7年7月15日から契約期間満了まで



海老名市告示第 174 号

海老名市指定下水道工事店の変更があったので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 14 日

海老名市長 内 野 優



記

指定番号 447 株式会社 エスワイ

異動事項	変 更 後	変 更 前
代表者	片山 淳	湯川 重男